

教育令制定期の小学校修身科観

— 元老院における議論の分析 —

奥野 武志

キーワード：元老院、教育令、小学校、修身、護国、佐野常民

【要 旨】 本稿は『元老院会議筆記』の分析を通して、教育令制定期の元老院における小学校修身科観をめぐる議論の全体像の究明を試みたものである。

その結果、本稿はまず、佐野常民の提案に賛成する議員が会が進むにつれて減少していき、修正案を連発して会議を長引かせていた佐野が提案したことが、修身を冒頭に置く修正案の支持者が多数を占めなかった原因の一つと考えられることを指摘した。

次に本稿は、佐野常民が修身を冒頭に置く修正案を出した時点では、元老院議員の間では修身科に「護国」精神の涵養を求める意識がないことを明らかにした。小学校で行う修身とは行儀作法や「善人美事」の話聞く程度で高度な理論的内容ではないことを前提として、「畢竟家庭ノコト」という田中不二麿文部大輔の見解や教科の冒頭に置く必要はないという反対意見が出たのである。

さらに本稿は、1880年12月の教育令改正布告案第3条を審議する会議には、前年修身を冒頭に置く修正案を提案した佐野常民をはじめ、修正案に賛成した議員3人が出席しておらず、佐野修正案に賛成した議員で出席していたのは伊丹重賢だけであったことを明らかにし、再び修身を冒頭に置く修正案を提案できるような構成ではなかったことを指摘した。

最後に本稿は、1880年12月の教育令改正布告案第3条をめぐる審議の中で「護国」精神涵養の必要性が議論されていたことを明らかにした。小学校の教科を規定した第3条をめぐる審議の中で、末尾におかれていた修身の位置についての議論はなされなかったが、地理歴史や武技をめぐる議論の中で「護国」精神涵養の必要性については議論されていたのである。

はじめに— 教育令における修身科順序

日本における近代学校教育制度は1872年制定の学制に始まるが、1879年9月に学制を廃止して制定されたのが教育令である。ただし、その教育令は1880年12月に大幅に改正されている。その教育令改正により、それまで「読書習字算術地理歴史修身」となっていた小学校の教科順序が「修身読書習字算術地理歴史」と改められ、それまで末尾に置かれていた修身が冒頭に位置づけられた⁽¹⁾。ただし、当時の立法審議機関であった元老院で審議された政府原案では、「読書習字算術地理歴史修身」と修身の位置は末尾のままであり、改正教育令布告案をめぐる元老院の審議においても、修身の位置については議論されず、政府原案のまま元老院で承認されたのが、布告の直前になって明治天皇の意向を受けて冒頭の位置に変えられ、その後の学制の動向に少なからぬ影響を与えたと稲田正次らの先行研究で指摘されている⁽²⁾。

ところが、そもそも改正前の1879年教育令制定時の元老院における審議の中で、教育令布告案

第3条については、佐野常民議員が修身を冒頭に置く修正案を出したものの少数否決されていたことが知られている。教育令制定の中心人物であった田中不二麿文部大輔らが修身を冒頭に置く佐野の修正案に反対し、採決の結果修正案が少数否決されていることなどから、倉沢剛らの先行研究では、田中や当時の元老院の議員の多くが修身重視の流れには否定的であったとされる一方、修正案の提案者佐野常民は元田永孚らと同じ修身重視派と位置付けられている⁽³⁾。

しかし、適塾で蘭学を学び佐賀藩の代表としてパリ万博に参加した経歴を持つ佐野は、西南戦争の際に、戦場においても敵味方の区別なく救護活動にあたる博愛社（日本赤十字社の前身）の創設に力を尽くしたことで知られる。また、佐野は兵部省に出仕して海軍の創設に尽力した経歴を持ち、元老院では1879年9月に審議された「公立学校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ意見書」の提案者の一人であったが、小中学校に学校教練を導入することによって可能となる兵役年限短縮を「人民ノ権利」であると説明する側面を持ち合わせていた⁽⁴⁾。このように多面性を持つ佐野を、復古的な流れに単純に位置づけることは適切ではないと考える。

一方、元老院議員としての佐野常民に関する先行研究は多くない。近年の研究では、「軍事と公論」の立場から元老院における議論を分析した尾原宏之が、元老院議員としての佐野常民は、基本的に常備軍の強化を志向しており、民兵的なものには否定的であったと指摘している⁽⁵⁾。そして、國雄行は、佐野の元老院における活躍の例として教育令布告案審議時における提案をあげている⁽⁶⁾。ただし、尾原の研究関心は佐野常民が軍制に関してどのような考えを持っていたのかにあり、教育令をめぐる佐野の発言については分析していない。また、國が教育令布告案審議の際の佐野の提案としてとりあげているのは第3読会の際の2提案（教育令廃案と第44条修正案）に留まり、修身を冒頭に置くことを求める第3条修正案については触れていない。

さらに言えば、教育令布告案第3条修正案をめぐる元老院の審議に関する先行研究では、佐野常民の発言や田中不二麿の発言等が断片的に引用されるに留まっている。佐野が教育令布告案審議全体のどのような流れの中で第3条修正案を提起したのか、そしてその修正案が「なぜ」多数の議員の支持を得られなかったのかという観点から元老院における審議全体について分析した研究は管見では見当たらず、また、改正教育令布告案に関する審議の中でも「なぜ」修身の位置をめぐる議論がなされなかったという観点から元老院審議を分析した研究も見当たらないのである。

そこで本稿は、1879年6月に行われた教育令布告案をめぐる審議において、佐野常民はどのような流れで小学校における修身を教科の冒頭に置く修正案を提起したのか、またその修正案が「なぜ」多数の議員の支持を得られなかったのかについて考察した後、改正教育令布告案に関する審議の中で「なぜ」修身の位置をめぐる議論がなされなかったのかを明らかにすることを目指す。そのために本稿は史料として『元老院会議筆記』を用いて、まず最初に、教育令布告案審議全体で佐野常民がどのような提案を行っていたのかを解明する。そして次に、修身を冒頭に置くことを求める佐野の第3条修正案が多数の議員の支持を得られなかった理由を、修身という教科が各議員にどのように意識されていたのかに注目することにより明らかにする。さらに最後に、1880年12月に行われた改正教育令布告案をめぐる元老院で第3条を審議した際の出席議員と前年の第3条修正案審議時の出席議員を比較するとともに、第3条に関して提起された2つの修正案に関する議論を分析することを通じて、修身の位置がこの時間問題とされなかった理由について考察する。

I 1879年教育令布告案と元老院議員としての佐野常民

本稿は元老院における議論の分析を主とするので、ここではまず、元老院の3読会制について概観しておきたい。元老院は、1875年4月に最高司法機関としての大審院とともに設置され、1890年10月の帝国議会開設に伴い廃止される立法審議機関である⁽⁷⁾。1875年11月25日付で改められた元老院章程の第1条は「元老院ハ議法官ニシテ凡ソ新法制定旧法改正ヲ議定スル所ナリ」⁽⁸⁾と規定している。

内閣から元老院へ送られた議案は「検視」か「議定」のどちらかで処理されると規定されていた⁽⁹⁾。このうち、「検視」に付された議案については、元老院には「可否」する権限も「修正」する権限もないとされており⁽¹⁰⁾、著しく不備な場合にのみ、理由を付して「太政大臣ニ通牒シテ改正ヲ求ル」ことができるとされているだけであった⁽¹¹⁾。一方、「議定」に付された議案については、元老院がその議案全体の可否を含めて審議をして修正を加えることも可能であった。

元老院では議案が「議定」に付される場合には3読会制がとられた。第1読会では、議案朗読後、内閣委員⁽¹²⁾による趣旨説明と質疑が行われ、「議案ノ大意」について可否の討論を行うとされ、第1読会では修正案を提出することはできないと規定されていた⁽¹³⁾。そして第2読会では逐条審議が行われるのであるが、各議員はここで修正意見を提案することが出来た。なお、第2読会の場合、提案者以外に1名でも賛成の議員があれば修正案を審議の対象とすると定められていた⁽¹⁴⁾。最後に議案全体を確認しながら確定していくのが第3読会である。第3読会では原則として修正意見を提出することができないとされていたが、止むを得ない場合には5名以上の賛成で修正案を審議の対象とすることが可能であった⁽¹⁵⁾。

佐野常民は、元老院における教育令布告案審議の際に積極的に議論を主導した。教育令布告案の審議は1879年5月20日から6月25日にかけて8回行われているが、佐野は6月20日と6月23日の2回を除く残り6回に出席し、実に10にのぼる提案を行っている。この教育令布告案に関する佐野の提案と、その採否結果をまとめたものが【表1】である。

【表1】教育令布告案に関する佐野常民の提案一覧

	提案月日	読会	提案内容	結果	議決結果など
1	6月6日	第2	修正案を審議対象とする	採択	全会一致
2	6月6日	第2	題号を最後に決する	採択	8議員の賛成（出席14議員）
3	6月6日	第2	第1条修正案	否決	6議員の賛成（出席20議員） （採決は6月17日）
4	6月17日	第2	新第3条挿入案	否決	4議員の賛成（出席18議員）
5	6月17日	第2	第3条修正案	否決	4議員の賛成（出席18議員）
6	6月17日	第2	第10条修正案	否決	5議員の賛成（出席14議員） （採決は6月19日）
7	6月25日	第3	教育令廃案	消滅	賛成表明1議員（出席14議員）
8	6月25日	第3	第1条修正案	消滅	賛成表明議員なし（出席14議員）
9	6月25日	第3	第8条修正案	消滅	賛成表明議員なし（出席14議員）
10	6月25日	第3	第44条修正案	消滅	賛成表明議員なし（出席14議員）

『元老院会議筆記』より作成

【表1】からは、佐野常民の提案に対する賛成者が段々少なくなっていることが分かる。「しゃべり出すと止まらない」⁽¹⁶⁾とされた佐野の提案をめぐっては会議が長引く傾向があった。6月6日の午前中に行われた第2読会で佐野が提案した教育令布告案第1条改正案の審議は、昼をばさんで午後まで議論しても決着がつかず、さらに6月13日も昼をばさんで一日中議論してもまとまらず6月17日に持ち越され、議長が決をとることを宣言してもなお続きそうな状況であったので、河野敏謙議員が即決議を行う動議を提案して認められ、ようやく修正案の採決が行われるという状況であった⁽¹⁷⁾。

【表2】は教育令布告案に対して佐野常民が提起した案に対する賛成者と賛成意見発言者をまとめたものである（全会一致を除く）。

【表2】教育令布告案に関する佐野常民の提案に対する賛成者等一覧

提案月日	読会	提案内容	賛成者	他賛成意見発言者
6月6日	第2	題号を最後に決する	齋藤利行	
6月6日	第2	第1条修正案	秋月種樹 山口尚芳	齋藤利行 楠田英世
6月17日	第2	新第3条挿入案	山田顕義 山口尚芳	齋藤利行
6月17日	第2	第3条修正案	齋藤利行 伊丹重賢	楠田英世
6月17日	第2	第10条修正案	齋藤利行	
6月25日	第3	教育令廃案	齋藤利行	

【元老院会議筆記】より作成

【表2】からは、賛成者を得た佐野の提案にはすべて土佐出身の齋藤利行議員が賛成していることが分かる。佐野が提起した10の提案のうち、4つの提案で佐野が提案するとすぐに齋藤が賛意を示しており、他に2つの提案で賛成意見を述べている。ただし、その齋藤利行も第3読会の第1条修正案以降の3提案については賛成していない。また、6月17日の第2読会における佐野の新第3条挿入案まで佐野の提案に賛成をしていた山口尚芳議員は、修身科をめぐる第3条修正案に対してははっきりと反対の立場で発言をし、以降佐野の提案には賛成しなくなっている。

佐野常民が提案し、結果として3日にわたる白熱した議論が展開されることになったのは、政府原案に代わって審議対象となった修正委員案第1条「全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ」⁽¹⁸⁾に対する佐野の修正案であった。佐野はこの時以下のように提案した。

幼稚園ヲ文部卿ノ監督内ニ置クハ不可ナシト雖モ書籍館ノ如キハ否ラス宮内省ノ書籍館アリ内務省ノ書籍館アリ人民所蔵ノ書籍庫アリ此等ノ類固ヨリ監督ノ外ニ置カサル可ラス乃チ監督ス可ラサレハナリ且学制ノ第一章ニハ全国ノ学制ハ之ヲ文部一省ニ統フトアリ本按ニハ教育事務云々トセリ思フニ教育事務ノ字ハ則チ学制ニ改ムルヲ可トス事務ト云ヘハ夫ノ東修謝金ノ類ニモ及フニ似テ太タ不都合ナリ又統撰ト云フハ総ヘ兼ルノ意アルヲ以テ妥帖ナラス之

ヲ改テ管理トスヘシ之ニ加フルニ学校ハ公私立ノ外ニ官立アリ司法工部及陸海軍省ノ学校ノ如キ皆官立ナラサルナシ依テ但書ヲ加ヘテ但陸海軍省其他ノ官立学校ハ此限ニアラストセハ即チ事実名義共ニ適当ナラン蓋シ全国ノ学校中ニシテ省使ハ之ヲ統ハサルハ事実真ニ然ルヲ以テ之ヲ此限ニアラスト為スモ敢テ其権限ヲ縮少スルニアラサレハナリ是レ本官ハ條理ト事実トニヨリ修正セント欲スルナリ（傍点原文）⁽¹⁹⁾

つまり、佐野は修正委員が政府原案に加えた「幼稚園書籍館」のうち「書籍館」を除くとともに、「教育事務」を「学制」⁽²⁰⁾に、「統撰」を「管理」とそれぞれ改めて、「但陸海軍省其他ノ官立学校ハ此限ニアラスト」という但し書きを加えることを修正案として提案しているのである。これに対して内閣委員の太政官権大書記官辻新次が以下のように発言している。

目下文部工部内務省共ニ管轄ノ学校アルハ教育ノ急須一時止ムヲ得サルニ成ルモノナレハ法律上官立ノ字ハ之ヲ明記セサルヲ可トス又教育事務ナル文字ハ或ハ浅薄ノ解ナキヲ保ツ可ラサルニ依リ之ヲ学政ト修正スルノ優ルニ如ストノ論アレトモ決シテ其憂アルコトナシ之ヲ要スルニ修正委員ノ挿入セシ書籍館及二十番ノ添加セント欲スル但書ハ共ニ不要タルヲ免レサルナリ（傍点原文）⁽²¹⁾

辻は結論として、修正委員が原案に加えた書籍館が不要という点では佐野に同意するものの、その他の修正は不要としている。特に、管轄が多岐にわたる官立学校の状況は「一時止ムヲ得サル」ものであるとして、官立の規定は不要であるとしたことは佐野の反発を招き、官立学校を規定に入れるかどうかでこの後延々と議論が続くのである。議論は結果として3日にわたり、ついに6月17日午前の会議で審議が打ち切れ、佐野の第1条修正案は少数否決されている⁽²²⁾。

その後、第2条、第3条と逐条審議が進められるが、この時佐野常民が第3条の前に新第3条を挿入する修正案を出し、山田顕義議員と山口尚芳議員が賛成の意を表明したため議題となった⁽²³⁾。この新第3条の内容は『元老院会議筆記』では「闕失」と記録されていて詳細は不明であるが、「第一條ニ於テ官立ノ字ヲ加フルノ説ハ既ニ消滅スト雖モ亦以テ此処ニ掲クルモ可ナリト信ス」⁽²⁴⁾という佐野の発言等から、否決された第1条修正案の「官立」に関する規定を再び別の形で挿入しようとしたものと推定される。この修正案に関する審議は昼をはさんで午後を持ち越されて結局少数否決されている⁽²⁵⁾。佐野常民が修身を教科の冒頭に置くことなどを内容とする第3条修正案を提案するのはこの直後である。

この第3条修正案については次章で検討するが、第3条修正案が少数否決されたあとも佐野は同じ日に第10条に関する修正案を提案している。佐野の第10条修正案は次の6月19日の午前の会議を費やしても決着がつかず、午後に入って議論を打ち切る形で採決が行われ少数否決されている⁽²⁶⁾。佐野は6月20日と23日に行われた第2読会を欠席しているが、6月25日の第3読会では積極的に様々な提案を行っている。佐野が第3読会の冒頭で行ったのは以下のような教育令布告案廃案の提案であった。

抑本案ハ頗ル余事ニ涉リテ改革ヲ為スモノニシテ舊ニ旧弊ヲ修正スルニアラス全ク学制ヲ変革シタルモノナリ譬ヘハ風邪ノ患者ニ溫和劑ヲ与フヘキヲ誤テ劇劑ヲ用ヒ却テ危篤ノ症ニ至ルモノ、如シ何トナレハ之カ為メニ全国ノ變動ヲ来タセハナリ然ルニ今本案ヲ頒布シテ政府ノ関涉ヲ離レ自由教育トナシ専ラ各地人民ノ意見ニ放任セハ其結果ハ何ソ廢校ト異ナランヤ⁽²⁷⁾

ここで佐野は、政府の干渉を弱めて各地人民の意見に任せてしまうと「廢校」の結果をもたらすと、自由教育令の問題点を予見したような見解を述べており、患者に「劇劑」を投与するようなものとして自由教育令の廃案を求めている。しかし、原則として修正意見を提出することができないとされた第3読会で佐野の廃案動議に賛成したのは齋藤利行議員1人だけであり、議題として扱うのに必要な5人の賛成が得られず佐野の動議は消滅している⁽²⁸⁾。その後も佐野は第1条、第8条、第44条でそれぞれ修正案を提起するが、これらについては1人も賛成する議員が現れず、佐野のこれらの提案は議題として取り上げられなかったのである⁽²⁹⁾。

次章で検討する佐野常民の修身の位置をめぐる修正案は、佐野が積極的に様々な提案を行い、議論が白熱して会議が長引き、しばしば議論が打ち切られて採決が行われるような流れの中で提案されたのである。修正案を連発して会議を長引かせていた佐野が提案したことが、修身を冒頭に置く修正案の支持者が多数を占めなかった原因の一つであったと考えられるのである。

II 1879年教育令制定時の元老院における小学校修身科観

1879年6月17日に行われた第136号議案教育令布告案をめぐる元老院第2読会では、3日にわたって審議が行われた佐野常民提案の第1条修正案が少数否決された後、第2条、第3条と逐条審議が進められた。この時、佐野常民が提案した第3条の前に新第3条を挿入する修正案は、昼をはさんで午後に持ち越されて審議された結果少数否決されている。そして、この直後またしても佐野が、今度は第3条の内容に対して以下のような修正案を提案したのである。

本條修身ノ字ヲ課程ノ冒頭ニ置キ竝ニ作文ノ二字ヲ挿入セント欲ス歐洲ニ於テハ修身ハ即チ道德ノコトニシテ欠ク可ラサルモノト為セリ又作文ハ読書ノ科内ニアラスト雖モ其教科ニ適用ノ文字ヲ作ルヲ教フル有益ノ事業ト為スナリ⁽³⁰⁾

佐野は小学校教科の順序に関して、末尾に位置していた修身を冒頭に置くことと、作文を教科として挿入することを提案したのであるが、ここで佐野が修身が大切な理由を、「歐洲」では道德を大事にしているからという観点から説明しており、次章で検討する「護国」精神の涵養といった観点からではなかったことを確認しておきたい。

この佐野の修正案に対して齋藤利行議員と伊丹重賢議員が賛成と発言したため、佐野の修正案は議題となり審議の対象となった。この時の佐野の修正案に対して発言したのは佐野以外では議員7人と政府委員辻新次の計8人であるが、その一覧が【表3】である。

【表3】佐野修正案に関して発言した議員等一覧

齋藤 利行	賛成と発言
伊丹 重賢	賛成と発言
田中不二麿	反対意見を述べる
楠田 英世	賛成意見を述べる
細川潤次郎	反対意見を述べる
辻 新次	反対意見を述べる
福羽 美静	反対意見を述べる
山口 尚芳	反対意見を述べる

〔元老院会議筆記〕より作成

佐野の修正案に対してまず反論したのは教育令制定の中心となっていた文部大輔田中不二麿議員であった。田中は修身を冒頭に置くことについて以下のように反対している。

原案ニテ可ナリ修身ノコトハ小学ニ於テモ緊要ナリト雖モ亦以テ読書算術習字ノ如キニアラス畢竟家庭ノコトナルヲ以テ之ヲ末段ニ掲ケ小学亦之ヲ疎略ニ付セサルヲ示スノミ⁽³¹⁾

田中は原案のままでは修正の必要はないと反論しているのだが、その理由は、修身については、小学校においても「緊要」ではあるが、読書算術習字とは異なり最終的には「家庭」のことであるので、末段に掲げて小学校でも疎略にしないことを示すだけでよいというものである。これに対して佐野は次のように反論している。

夫レ修身ノ学ニ於ケルヤ畢生守ラサル可ラサルモノニシテ幼時ニ在テ固ヨリ之ヲ教ヘサル可ラス蓋シ徳性ヲ養フト智識ヲ開クトハ海ノ東西ヲ問ハス古今万国皆之ヲ勉ム法律モ亦之ニ拠ルヲ要ス修身ノコト豈独リ小学ノミナランヤ幼稚園ノ如キモ歐洲諸国ノ方法ヲ見ルトキハ感ニ堪ヘサルモノアリ我邦目下ノ景況ヲ見ルニ智識ヲ専務トシテ修身ヲ度外ニ措クモノ、如シ⁽³²⁾

佐野は、修身は幼児から身につけなければならない非常に大事なものであり、それは洋の東西を問わず同じであるが、当時の日本の状況は、知識ばかりを偏重して修身をおろそかにしているというのである。この後楠田英世議員が以下のように佐野修正案を支持する発言をしている。

修身ノ字ハ前ニ掲ケルモ後ニ掲ケルモ敢テ軽重ナカル可シ起草者ノ意モ蓋シ然ラン道德文辞ナル語ハ通常ノ順序ナレトモ之ヲ文辞道德ト為スモ亦軽重ナシ独乙ノ学則ニモ詳ニ之ヲ掲載セリ故ニ修身ノ位置前後軽重ナシトセハ寧ロ二十番ノ修正ヲ可トス⁽³³⁾

佐賀出身で司法畑を歩んできた楠田は、修身を前に掲げようが後ろに掲げようが教科の重みに変わりがないというのが原案起草者の意図であれば、佐野の修正案の方がよいとしているのであ

る。これに対して細川潤次郎議員は以下のように反論している。

修身ノコトタル決シテ小学ニテ為シ得ヘカラサルコトニシテ畢生之ヲ学フモ得ヘキモノニアラス本官等ノ之ヲ前ニ掲ケサルモ敢テ軽忽ニ出ルニアラス其教方ヲ問フニ七値日ノ土曜ニ一回数分時間学童ヲ集メテ善人美事ノ談話ヲ聞カシムル如キモノ是レナリ故ニ之ヲ以テ読書習字等ノ前ニ掲クヘキモノニアラストス⁽³⁴⁾

土佐出身の洋学者であった細川は、小学校で教えている修身は土曜に短時間「善人美事」の話聞かせる程度のものであり、読書習字等の前に掲げるほどの内容はないと佐野や楠田を批判しているのである。細川の批判に対して、楠田は「教ノ難事ヲ云ヘハ独リ修身学ノミナラス小学ニハ下等上等ノ別アリ」、つまり程度の高低を言うのなら、それは修身に限ったことではないと反論し、佐野も自分の言う修身は細川の言うような「高尚」なものではなく、楠田のいうように「小兒ハ小兒ニ適スルノ修身ヲ為ス」と言っているのだと細川に反論している⁽³⁵⁾。

この後、政府委員の辻新次が「本條ノ順序ハ敢テ厚薄軽重ニ由テ然ルニアラス仮ヒ順序ヲ立ルモ實際決シテ之ニ順從シ得ヘカラサルナリ」⁽³⁶⁾、つまり教科の順序は「厚薄軽重」によるものではないと説明した後、福羽美静議員と山口尚芳議員が佐野修正案に対する反対意見を述べている。福羽は以下のように述べている。

抑修身ノ人ニ於ルヤ造次顛沛モ離ルヘカラサルハ論ヲ俟タスト雖モ小学ニ在テハ之ヲ必用トセス然レトモ亦敢テ要セサルニアラサルハ幼稚園ト雖モ亦然リ但之ヲ急枢トセサルノミ蓋シ從古ノ教師ハ徳学兼備シテ父兄ハ之ヲ択テ從学セシメタルモ今日ノ教師ハ否ラス単ニ一片芸ノ為ニ備フタルモノナレハ即チ保姆ト同一視セサルヘカラス豈之ヲ以テ修身学ト謂フヲ得可ケンヤ然レトモ小学ハ修身ヲ要セサルヤノ嫌アルカ為ニ之ヲ加ヘテ以テ初歩ヲ示スヘキノミ若シ之ヲ以テ昔時ノ修身ナリトセハ甚タ不可ナリ乃チ反対論者ハ之ヲ前ニ出スト云フモ本官ハ反テ之ヲ後ニ置カント欲スル所以ナリ⁽³⁷⁾

津和野出身の国学者であった福羽は、小学校で行うのはあくまで程度の低い修身の初歩であり、高度な内容ではないので、修身の順序はむしろ後ろの方がよいというのである。そして山口は以下のように述べている。

小学ノ修身トハ校門ニ入ルニ帽ヲ脱シ椅子ニ就クニ番号ヲ教ユル等ノコトナリ試ニ外国ノ学校ヲ見ヨ其礼式秩然トシテ歩ヲ乱リ順ヲ乱シテ喧雜ナルカ如キモノニアラス中ニモ独乙ノ如キハ品行方正ノモノヲ撰ンテ教師ト為ス是レ其本立チ未生スルノ理由ナリ本邦ノ如キ今立法官カ痛論シテ本令ヲ設クルモ教師之ニ遵ハスンハ之ヲ如何セン故ニ本官ハ本案ニテ足レリトス⁽³⁸⁾

佐賀出身で岩倉使節団の副使をつとめた山口は、小学校の修身の内容を校門に入る際に脱帽するなどの行儀作法ととらえており、外国、なかでもドイツでは品行方正な人物を教師としている

のでうまくいっているが、日本の場合、教師にその指導ができるか疑問なので原案通り修身は末尾でよいとしているのである。

以上のような教育令布告案第3条の修身科の位置をめぐる議論について指摘しておきたいのは、佐野の修正案に対する賛否いずれの立場の発言者も、「護国」精神の涵養といった目的を小学校の修身科に求めていることである。修正案を提起した佐野も反対した山口尚芳も西欧の学校教育をモデルとして意識しているのであるが、佐野は西欧に近づけたいから修身を冒頭に置きたいとしたのに対し、山口は当時の日本で行っている修身は西欧とは異なるから末尾でよいという理由で反対したのであった。国学者福羽は西欧を引き合いには出していないが、山口同様当時の小学校の修身の内容から判断して教科の冒頭に置く必要はないとしたのである。「畢竟家庭ノコト」という田中不二磨文部大輔の見解も、福羽や山口が示した小学校修身科観に基づいてると理解するのが適切であると考ええる。

Ⅲ 1880年教育令改正時の元老院における「護国」精神涵養論議

1880年12月22日の午前、元老院で第217号議案「教育令改正布告案」に関する審議が始まった。第1読会はいくつかの質疑を経て一旦終了するが、「急施ヲ要スル」⁽³⁹⁾という島田三郎内閣委員の要請を受け入れて、ただちに逐条審議を行う第2読会へ移行した。この時、小学校の教科を規定する第3条修正案が審議の議題に上った。改正前の教育令第3条は「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩ト土地ノ情況ニ随ヒテ昇画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ」というものであったが、これに「但已ムヲ得サル場合ニ於テハ読書習字算術地理歴史修身ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得」という但し書きを加えるというのが政府原案であった⁽⁴⁰⁾。つまり、小学校の読書習字算術地理歴史修身の基本6教科のうち、「地理歴史」の2科については、状況によっては教授しなくてもよいとして必修を4科にする案であった。

元老院ではこの第3条修正案に関して、12月22日の午前から午後、さらに翌23日の午前中を費やして第2読会の審議が行われ、3つの修正案が出されている。そのうちの2つは「地理歴史」に関する但し書きに関して渡辺昇議官が提案した修正案であり、残りの1つは楠本正隆議官が提案した小学校の教科に「武技」を加える修正案であった。第3条の政府原案における教科の順序は「読書習字算術地理歴史修身」と、修身をそのまま末尾におくものであったが、これについては会議の場で特に異論が出ることなく、また、渡辺と楠本の提案した修正案は少数否決されたため、第3条については政府原案がそのまま元老院で承認された形となっている。

この教育令改正布告案第3条に関する審議が行われた12月22日午前から翌23日午前にかけての会議の出席議官をまとめたものが【表4】である。なお、会議における審議は昼の休憩をはさんで行われるため、午前と午後とでは議官の入れ替わりがある。

【表4】教育令改正布告案第3条審議時出席議員等一覧 表中○は出席

議員番号等	氏名	備考	1879/6/17	佐野修正案に対する立場
1	楠本 正隆			
2	渡邊 驥			
3	鶴田 皓	22日午後欠席		
7	岩下 方平	22日午後欠席		
8	九鬼 隆一			
9	林 友幸			
10	中村 弘毅			
11	神田 孝平	22日全日欠席		
12	伊集院兼寛		○	
13	東久世通禧	22日午後欠席 23日午前欠席	○	
16	玉乃 世履			
17	津田 出	22日午後欠席 23日午前欠席		
18	山口 尚芳	22日午前欠席	○	反対意見を述べる
19	福岡 孝弟			
21	本田 親雄			
22	箕作 麟祥			
23	渡邊 昇			
24	安場 保和			
25	津田 真道		○	
26	大久保一翁		○	
28	伊丹 重賢	23日午前欠席	○	賛成と発言
29	福羽 美静		○	反対意見を述べる
30	細川潤次郎	22日午前欠席 23日午前欠席	○	反対意見を述べる
32	河田 景興	22日午後欠席 23日午前欠席	○	
35	野村 素介			
文部卿	河野 敏鎌		○	
番外1番	島田 三郎			
番外2番	久保田 讓			

『元老院会議筆記』より作成

教育令改正布告案第3条審議時の出席議員はのべ25人で、これとは別に文部省から河野敏鎌文部卿・文部権大書記官島田三郎・文部少書記官久保田讓の3人が出席していた。議員のうち、前年6月17日に行われた佐野常民提案の第3条修正案審議時の会議に出席していたのは河野文部卿を含めて10人であるが、そのうち佐野修正案に対して賛意を示していたのは伊丹重賢議員1人であった。前年修正案を提案した佐野常民と賛成意見を述べた楠田英世、賛意を示していた齋藤利行はこの時の会議を欠席している。伊丹議員にしても、前年の会議では佐野が提案した際に「賛成」と一言述べただけであり、会議の出席議員からして再び修身を冒頭に置く修正案を提案する構成ではなかったのである。

教育令改正布告案第3条についてまず議題となったのは、新たに政府原案に加えられた但し書きであった。この政府原案に対して修正案を提起したのが肥前大村出身で大阪府知事を務めた渡辺昇議官である。渡辺の修正案は、政府原案の「其学科」以下を「其学科ヲ読書習字算術修身等ノ初歩トス土地ノ情況ニ随ヒテ畷画唱歌物理生理博物等ノ大意ヲ加ヘ又地理歴史殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ但ムヲ得サル場合ニ於テハ地理歴史ヲ減スルコトヲ得」とするものであった⁽⁴¹⁾。つまり、地理歴史を原則教授する教科から原則教授しない教科へと変更する提案であった。渡辺は地理歴史を随意教科にする理由を以下のように説明している。

地理歴史ヲ修ムルニハ中大学ノアルアリ豈之ヲ小学校ニ教フルヲ必センヤ且夫レ児童ノ学校ヨリ帰ルヤ今日ハ太陽出没ノ理ヲ講習セリト云ハンヨリハ寧ロ今日ハ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ修身ノ教ヲ受ケタリト云ハ、父母ノ感覺切ナリトス尤モ都会ト辺鄙トハ其區別ナキ能ハス故ニ其區別ヲ為スハ即チ本官修正ノ意見ニアリ⁽⁴²⁾

つまり、渡辺は地理歴史は中学や大学で修めればよく、小学校でやる必要はないとして必修とはしないと提案しているのであるが、ここで注目しておきたいのは、渡辺が修身については、父母に孝、兄弟に友といったことを学校で教わったと児童が学校から帰って家で報告する方が親の受け止め方もよいだろう、としていることである。つまり、地理歴史は小学校においてはやる必要がないという一方で、修身についてはむしろ教えるべきものだと認識しているのである。なお、渡辺は議論の中で「歴史ヲ読テ勤王愛國ノ心ヲ起スハ言ヲ俟タスト雖モ修身ハ則チ其教養教育ノ本ヲナス者ナリ」⁽⁴³⁾と発言している。つまり、歴史を読むことによって「勤王愛國」の心が喚起されることは否定しないものの、修身はそのような「教養教育」の「本」となるものだとしているのである。

これに対して、政府委員島田三郎が「読書中ニ地理歴史アリト云フ果シテ然リトセハ修身モ亦何ソ之ヲ読書中ニ包含スト云フテ之ヲ削ラサルヤ」⁽⁴⁴⁾と発言し、読書で地理歴史の内容を学ぶことができるというのであれば、修身も同じで削ってしまってもよいということになるではないかと反論している。先行研究でも注目されてきたのは、文部卿河野敏謙の渡辺修正案に対する反対意見の以下の部分である。

但其論点ハ地理歴史ヲ正則ト為スト之ヲ変則トナストニアリ惟フニ地理ヲ知レハ物産ヲ知り位置ヲ知ル等其智識ヲ増スコト尠少ナラス歴史モ亦然リ我邦ノ来歴制度ノ沿革ヲ知り神祖繼承ノ事ヲ知り国体ヲ重シ勤王護國ノ志氣ヲ憤排スルハ史ヲ舎テ他ナシトス其修身ハ即チ勤王ノ基礎ト云フニ至ツテハ抑モ迂論ナリ修身感発ノ効豈歴史ニ及ハンヤ⁽⁴⁵⁾

河野は、歴史は地理とともに大事な教科であるので「変則」ではなく「正則」とすべきだとし渡辺の修正案に反論しているのだが、その理由を、日本の来歴を知り「神祖繼承」を知って「国体」を重んじることにより「勤王護國」の志気をたかめる効果に関しては、歴史は修身よりも勝るとしているのである。こうした河野の発言は、先行研究では河野が地理歴史を重んじて修身を重視していなかったことを示す事例としてとらえられているが⁽⁴⁶⁾、前章で確認した細川潤次郎や

山口尚芳のように、河野も小学校における修身科を行儀作法や「善人美事」の話を書く程度の内容であるととらえていたと解することが適切だと考える。その結果、河野は修身よりも歴史の方が「勤王護国」の志気をたかめる効果が高いとしたと解釈するのが自然である。

結局、渡辺の修正案は19議官中4議官の賛成しか得られず少数否決されるが⁽⁴⁷⁾、その直後に第3条に関して修正案を提案したのが楠本正隆議官である。楠本は以下のような理由で、小学校の教科に「武技」を加える修正案を提起した。

本官ハ本條ナル「体操」ノ上ニ武技ノ二字ヲ加ヘントス夫レ武技ハ岐スヘカラサルモノニシテ教育徴兵ノ二令ハ車輪鳥翼決シテ偏廢スヘキモノニアラス然ルニ明治元年ニ士其常職ヲ解キ四民一ニ歸セシ以來ハ人民文弱ニ流レ武ヲ忘ル、ノ弊ハ実ニ名状スヘカラス是レ已ムヲ得サルノ勢ナリト云フト雖モ豈之ヲ制スルノ道ナカルヘケンヤ惟フニ本案学齡ノ終尾ハ十四歳ニシテ僅ニ五年ヲ経ルヤ直ニ徴兵ノ丁年トナルモノナリ故ニ学校ニ武ヲ講スルハ大ニ利益アルコトトス論者或ハ云ン既ニ体操ノ伝習アレハ別ニ武技ヲ加ヘサルモ妨ケナシト夫レ然リ然レトモ体操ハ只是レ身体ノ運動ノミ未タ心胆ヲ鍊リ腕力ヲ養フノ功アルモノニアラス故ニ武ノ字ヲ加ヘ教ユルニ武術ヲ以テセサレハ異日国民軍トナルアルモ其力能ク敵ヲ禦ク能ハサルニ至ラン是レ本官修正説ノ大略ナリ（傍点原文）⁽⁴⁸⁾

肥前大村出身で東京府知事を務めた楠本は、維新以来人民が「文弱」に流れていることを批判して、体操にはできない「心胆」を練るための「武技」の導入が必要だとしているのである。この楠本の修正案には安場保和・山口尚芳・玉乃世履・箕作麟祥・津田真道らが賛成意見を述べているが、このうち、前章で検討した山口尚芳議官の以下の賛成意見に注目しておきたい。

教育令ハ豈文章ノミ是レ勸メ武事ハ全ク之ヲ放擲スルモノナランヤ蓋シ文武ノ偏廢スヘカラサルハ海ノ内外ヲ問ハス古今同一致ナリ而シテ西洋諸邦武ノ学校悉ク備ハラサルモ夫ノ耶蘇教ナル者即チ之ヲ補フヲ以テ彼レニ在テハ敢テ不可ナキナリ本朝及ヒ清国ノ如キハ往昔ハ人皆六芸ヲ是レカム然ルニ今ヤ我朝ニ在テハ一ニ意ヲ文事ニ注キ武事ハ全ク之ヲ度外視スルニ至レリ嗚呼其レ此ノ如クハ国ノ獨立何ヲ以テ期スヘケンヤ本官嘗テ米国某府ニ到リシ時恰モ英国ト「アラバマ」ノ和議將ニ破レントスルノ景況アリシ而シテ当時該府ノ住民ハ其学校ニ在ル兒女子ニ至ル迄皆悉ク銳意奮發一旦事アレハ直ニ起テ本国ヲ衛ラントスルノ勢ヒアリ其レ此氣象アリ以テ財産權利ヲ護ルヲ得ヘシ本邦兒女子ノ氣象果シテ能ク此ノ如クナルヤ本官以為ラク是レ決シテ我兒女子ニ向テ望ムヘカラサルノコトナリト蓋シ其責ノ歸スル所ヲ考フルニ職トシテ政府カ之ヲ養生スルノ法ヲ設ケサルニ因ルナリ諺ニ曰ク百聞一見ニ如カスト本官前陳ノ如ク外国ニ在テ業已ニ兒童活發ノ氣象アルヲ目撃シタルニ由リ特ニ武技ノ加ヘサルヘカラサルヲ信スルナリ聞ク当時魯清ノ葛藤未タ畢ラス或ハ其局ヲ腕力ニ結フアラント果シテ然ラハ其我ト關係アルヤ極メテ大ナリ況ヤ天下ノ広キ独リ之ニ止マラサルヲヤ今ニシテ国民ニ勇氣ヲ養生スルヲ勉メスハ他日臍ヲ噬ムトモ及ハス之ヲ如何ソ修正説ハ不可ナリト云フヲ得ンヤ⁽⁴⁹⁾

山口は、アメリカでは学校に通う子供や女性に至るまで住民には一旦外国と戦う事態が起きた時には直ちに本国を衛ろうとする勢いがあり、この「気象」によって財産権利を護ることができるのだと感銘を受けたとし、文事にばかり注力して武事が「度外視」されている当時の日本にも「武技」を導入して「活発ノ気象」を涵養することの必要性を説いているのである。つまり、「護国」精神を涵養していくことの必要性を西洋を例にとりて主張しているのである。前年の修身を小学校教科の冒頭に置く修正案には反対した山口であったが、アメリカでの経験から「護国」精神涵養の必要性は強く感じていたのである。

楠本の武技を教科に加える修正案は、その導入目的や「武技」定義の曖昧さを河野敏鎌文部卿などから突かれ、採決の結果出席19議員中7人の賛成に留まり少数否決されてしまう⁽⁵⁰⁾。しかし、楠本修正案に反対した河野文部卿にしても、地理歴史をめぐる議論では「勤王護国」の志気をたかめることの必要性を否定していたわけではない。当時の小学校修身科は「護国」精神の涵養を担う教科として意識されていなかったのである。

おわりに—小学校修身科と「護国」精神

本稿は『元老院会議筆記』の分析を通して、教育令制定期の元老院における小学校修身科観をめぐる議論について以下の4点の成果を得た。

まず本稿は、佐野常民が元老院における教育令布告案審議の際には積極的に議論を主導し、審議の際に10もの提案を行っていることを明らかにした。ただし、佐野の提案した第1条修正案をめぐる審議だけでも3日を要し、修身を冒頭に置く修正案を提起する直前にも一度否決されている第1条修正案の内容を蒸し返す内容の新3条挿入修正案を提起しており、佐野の提案に賛成する議員が会が進むにつれて減少していったことを本稿は指摘した。修正案を連発して会議を長引かせていた佐野が提案したことが、修身を冒頭に置く修正案の支持者が多数を占めなかった原因の一つと考えられるのである。

次に本稿は、佐野常民が修身を冒頭に置く修正案を出した時点では、元老院議員の間では修身科に「護国」精神の涵養を求める意識がないことを明らかにした。修正案を提案した佐野だけでなく反対意見を述べた山口尚芳や細川潤次郎も、小学校で行う修身とは行儀作法や「善人美事」の話聞く程度で高度な理論的内容ではないことを前提としていたのであった。この前提のもと、田中不二麿文部大輔は「畢竟家庭ノコト」という見解を示し、山口や細川は行儀作法や「善人美事」の話聞く程度の内容であれば冒頭に置く必要はないと反対したのであった。

さらに本稿は、1880年12月の教育令改正布告案第3条審議の際に、前年修身を冒頭に置く修正案を提案した佐野常民をはじめ、修正案に賛成した議員3人が欠席しており、佐野修正案に賛成していたのは伊丹重賢議員だけであったことを明らかにした。伊丹議員にしても前年の会議では佐野の提案に「賛成」と一言発言しただけであり、会議の出席議員からしても再び修身を冒頭に置く修正案を提案する構成ではなかったのである。

最後に本稿は、1880年12月の教育令改正布告案第3条をめぐる審議の中で「護国」精神涵養の必要性が議論されていたことを明らかにした。地理歴史の扱いをめぐる修正案の議論の中で、河野敏鎌文部卿は歴史には修身以上に「勤王護国」の志気をたかめる効果が期待できる旨発言をし

ており、また小学校の教科に「武技」を加える修正案の審議の際、山口尚芳議員はアメリカの例を挙げ、自分の国を自分で衛るという「護国」精神涵養の必要性を説いていた。小学校の教科を規定した第3条をめぐる審議の中で、末尾におかれていた修身の位置についての議論はなされなかったが、地理歴史や武技をめぐる議論の中で「護国」精神涵養の必要性については議論されていたのである。逆に言えば、当時の小学校修身科は「護国」精神の涵養を担う教科として意識されていなかったことが分かるのである。

教育令制定期の元老院における小学校修身科をめぐる議論では、修身を重視する佐野常民のような議員は少数派にとどまった。ただし、この時期の議員が小学校修身科の内容として意識していたのは行儀作法や「善人美事」の話聞く程度のものであり、忠君愛国的な内容ではなかった。それは修身の重視を求めた佐野常民にしても同じであったのである。1880年12月の教育令改正布告案をめぐる審議では修身科の順序については議論されなかったものの、地理歴史や「武技」をめぐる議論は、「護国」精神涵養の必要性を前提として行われていたのであった。

元老院における学校教育と「護国」精神の涵養をめぐる議論という観点に関しては、1879年9月に元老院で審議された、小中学校での学校教練の導入を求める号外第27号「公立学校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ意見書」をめぐる議論と合わせた検討も必要である。佐野常民はこの意見書の提案者の1人であり、有事にそなえての兵力養成という意義を説明しながらも、学校教練の導入による兵役年限の短縮を「人民ノ権利」ととらえる発言をしていた。本稿ではこうした佐野常民の思想の多面性の検討まで進むことができなかった。元老院における学校教育と「護国」精神涵養をめぐる議論の全体像の解明と合わせて今後の課題としたい。

注

- (1) 『法令全書 明治13年』、325頁。
- (2) 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』、講談社、1971年、61頁。
- (3) 倉沢剛『小学校の歴史 II』、ジャパンライブラリービューロー、1965年、91-96頁。
- (4) 拙書『兵式体操成立史の研究』、早稲田大学出版部、2013年、153-154頁。
- (5) 尾原宏之『軍事と公論—明治元老院の政治思想』、慶應義塾大学出版会、2013年、77頁。
- (6) 國雄行『佐野常民』、佐賀県立佐賀城本丸歴史館、2013年、69-72頁。
- (7) 大日方純夫・我部政男「刊行にあたって」(『元老院日誌』第1巻、三一書房、1981年、5頁)。
- (8) 「元老院沿革略誌」(同上書、916頁)。
- (9) 元老院章呈第7条(同上)。
- (10) 議案検視条例第1条(同上書、929頁)。
- (11) 議案検視条例第2条(同上)。ただし、久保田哲は、一度は検視議案として付された議案も、元老院の要求によって議定議案として再下付されたり、別の法令に抵触することから修正を加えられたりした例があり、検視制度の制定が即座に元老院会議を形骸化したとは言い切れないと指摘している(久保田哲『元老院の研究』、慶應義塾大学出版会、2014年、81頁)。
- (12) 元老院章呈第8条「參議省使長官及法制官ハ其主任ノ事業ニ就キ内閣ノ委員トシテ元老院ニ至リ議案ノ理趣ヲ弁明ス」とある(同上書、916頁)。
- (13) 読会規則第3条(同上書、931頁)。
- (14) 読会規則第5条(同上)。

- (15) 読会規則第11条（同上）。
- (16) 前掲、國雄行『佐野常民』、100頁。
- (17) JACAR（アジア歴史資料センター）A07090143900、単行書・元老院会議筆記・自第二百一十一号至第三百三十六号・十（国立公文書館）、220画像目。
- (18) 同上、JACAR：A07090143900、186画像目。政府原案は「全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ」であった（同上、JACAR：A07090143900、168画像目）。
- (19) 同上、JACAR：A07090143900、186-187画像目。
- (20) 学制第1条は「全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ統フ」であり、『元老院会議筆記』もこの後は「学政」と表記している。
- (21) 前掲、JACAR：A07090143900、187-188画像目
- (22) 同上、JACAR：A07090143900、220-221画像目。
- (23) 同上、JACAR：A07090143900、221-222画像目。
- (24) 同上、JACAR：A07090143900、221画像目。
- (25) 同上、JACAR：A07090143900、225画像目。
- (26) 同上、JACAR：A07090143900、240-242画像目。
- (27) 同上、JACAR：A07090143900、275-276画像目。
- (28) 同上、JACAR：A07090143900、276-277画像目。
- (29) 同上、JACAR：A07090143900、278-289画像目。
- (30) 同上、JACAR：A07090143900、225画像目。
- (31) 同上。
- (32) 同上。
- (33) 同上、JACAR：A07090143900、226画像目。
- (34) 同上。
- (35) 同上。
- (36) 同上、JACAR：A07090143900、227画像目。
- (37) 同上。
- (38) 同上、JACAR：A07090143900、228画像目。
- (39) JACAR（アジア歴史資料センター）A07090145700、単行書・元老院会議筆記・自第二百七号至第二百十八号・十九（国立公文書館）、145画像目。
- (40) 同上、JACAR：A07090145700、138画像目。
- (41) 同上、JACAR：A07090145700、149画像目。
- (42) 同上。
- (43) 同上、JACAR：A07090145700、151頁。
- (44) 同上、JACAR：A07090145700、156画像目。
- (45) 同上、JACAR：A07090145700、151画像目。
- (46) 前掲、倉沢剛『小学校の歴史 II』、196-197頁など。なお、水原克敏は「社会ヲ一豪傑ノ手ニ帰」するのではなく、「参政権」を有する「多数人」に帰する方向に日本は向かっているのだから、教育によって「社会ノ程度ヲ高」くする必要があるという河野の発言に注目し、この発言によって修身科を冒頭に置く議論は封じられたとみている（水原克敏『近代日本カリキュラム政策史研究』、風間書房、1997年、160-161頁）。
- (47) 前掲、JACAR：A07090145700、157-158画像目。

- (48) 同上、JACAR : A07090145700、158画像目。
- (49) 同上、JACAR : A07090145700、178-179画像目。
- (50) 同上、JACAR : A07090145700、180画像目。

付記：本研究は早稲田大学特定課題研究助成費（課題番号2017S-048）の助成を受けたものである。